

第59号議案

平成28年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,499,596千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,724,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、次による。

起債の目的	補正前の限度額	補正額	補正後の限度額
港湾整備事業	5,270,500 千円	△ 611,600 千円	4,658,900 千円
計	5,270,500	△ 611,600	4,658,900

平成29年3月2日提出

茨城県知事 橋本 昌

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業収入		43,223,791 ^{千円}	△ 2,499,596 ^{千円}	40,724,195 ^{千円}
	1 使用料	1,397,935	△ 30,273	1,367,662
	2 財産収入	310,153	41,664	351,817
	3 繰入金	2,667,002	△ 537,861	2,129,141
	4 繰越金	2,000	221,666	223,666
	5 諸収入	33,576,201	△ 1,583,192	31,993,009
	6 県債	5,270,500	△ 611,600	4,658,900
歳入合計		43,223,791	△ 2,499,596	40,724,195

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾事業費		43,223,791 ^{千円}	△ 2,499,596 ^{千円}	40,724,195 ^{千円}
	1 港湾総務費	188,877	△ 17,688	171,189
	2 港湾管理費	1,363,706	△ 117,150	1,246,556
	3 港湾振興費	49,845	△ 1,624	48,221
	4 港湾建設費	35,588,673	△ 2,277,246	33,311,427
	5 公債費	6,030,690	△ 83,888	5,946,802
	6 予備費	2,000	△ 2,000	—
歳出合計		43,223,791	△ 2,499,596	40,724,195

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費			18,064,014 ^{千円}
	4 港湾建設費	港湾建設費	18,064,014
合	計		18,064,014

第3表 債務負担行為補正

(変更分)

事項	区分	事業内容	期間	限度額
茨城港常陸那珂港区 港湾施設整備 工事請負契約	変更前	茨城港常陸那珂港区（中央ふ頭地区） 石炭灰処分場の護岸整備に係る工事請負 契約を締結する。	自 平成28年度 至 平成30年度	28,400,000千円
	変更後	同上	自 平成28年度 至 平成31年度	31,500,000千円
茨城港常陸那珂港区 港湾施設整備 費用負担契約	変更前	茨城港常陸那珂港区（中央ふ頭地区） 石炭灰処分場の護岸整備に係る費用負担 について、関東地方整備局副局長と契約 を締結する。	自 平成28年度 至 平成30年度	33,000,000千円
	変更後	同上	自 平成28年度 至 平成31年度	42,400,000千円